

その他障がい福祉関連施策について

「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」 の施行に伴う新たな部会の設置について

本市は、令和5年(2023年)12月1日から「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」(以下、「条例」という。)を施行いたしました。

条例では、手話が言語の一つであることへの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的とし、市の責務や市民・事業者の役割を定めています。

そして、条例第9条には、今後、市が策定する施策推進方針の実施状況を確認するにあたり、必要に応じて、障がい者、学識経験者、その他の関係者の意見を聴くものとする規定されており、そのための会議体として、吹田市社会福祉審議会規則第11条第1項に基づき、本専門分科会に施策推進に係る部会を新たに設置したいと考えております。

つきましては、部会の構成(案)を以下にお示しさせていただきますので、新たな部会の設置にあたり、忌憚のない御意見を頂戴できればと存じます。

よろしくお願いいたします。

【部会の構成(案)】

定数：5名

部会員：聴覚障がい者

視覚障がい者

学識経験者(弁護士・大学教授等)

福祉関係団体の関係者

社会福祉事業の関係者